

外形標準課税参考資料

資 料 目 次

＜改革の趣旨＞	経緯について	1
＜改革の趣旨＞	概要	3
＜改革の趣旨＞	検討の性格	4
＜改革の趣旨＞	検討の課題	5
＜改革の趣旨＞	導入の意義	6
＜改革の趣旨＞	導入の意義	7
＜改革の趣旨＞	導入の意義	8
＜改革の趣旨＞	導入の意義	9
＜改革の趣旨＞	導入の意義	10
＜改革の趣旨＞	導入の意義	11
＜税率等＞	税率の立性	12
＜税率等＞	税率の立性	13
＜税率等＞	税率の立性	14
＜税率等＞	税率の立性	15
＜税率等＞	税率の立性	16
＜その他＞	第72条の19と東京都・大阪府の条例との関係	17
＜その他＞	第72条の19と東京都・大阪府の条例との関係	18
＜都道府県財政の状況＞	都道府県財政の状況	19
＜行政改革の状況＞	地方公務員の総数及び給与水準の状況	20
大阪府における法人住民税均等割の超過課税について		21
神奈川県における「臨時特例企業税」について		22

外形標準課税の検討の経緯について

昭和24年9月 シャウプ使節団『日本税制報告書』（第一次シャウプ勧告）

昭和25年

道府県税として「附加価値税」創設（昭和29年に、実施されないまま廃止）

昭和26年

昭和39年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税が適当（所得以外の基準は加算法の附加価値額によることが適当）と答申

昭和43年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税の仮案（所得金額と加算法による附加価値額の併用案）を答申

平成8年 政府税制調査会法人課税小委員会報告（11月）

「事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確

化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。」

「外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型附加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考え。」

平成9年 政府税制調査会答申

「地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。」

平成10年 政府税制調査会に地方法人課税小委員会を設置（4月）

政府税制調査会答申

「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。」

平成11年 政府税制調査会地方法人課税小委員会報告（7月）

「地方法人課税に係る改革の必要性や外形標準課税の意義（地方分権を支える安定的な地方

税源の確保、応益課税としての税の性格の明確化、税負担の公平性の確保、経済の活性化・経済構造改革の促進）を整理した上で、外形標準課税を導入する場合に望ましいと考えられる4つの類型（事業活動価値（仮称）、給与総額、物的基準と人的基準の組合せ、資本等の金額）」

政府税制調査会答申（12月）

「外形標準課税の導入は、地方税のあり方として望ましい方向の改革であり、景気の状態等を踏まえつつ、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましいと考えます。

そのため、望ましい外形基準として、小委員会報告に示された4つの類型（事業活動価値（仮称）、給与総額、物的基準と人的基準の組合せ、資本等の金額）を中心に、具体的な課税の仕組みや外形標準課税の導入に伴う税負担の変動、中小法人の取扱い、雇用への配慮、適切な経過措置など導入に当たっての諸課題等について、当調査会として、引き続き、導入に向けた具体的な検討を進めていくこととします。」

平成12年 政府税制調査会中期答申（7月）

外形標準課税自治省案発表（11月）

政府税制調査会答申（12月）

法人事業税の性格等

【税の性格】

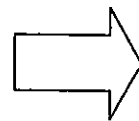
法人がその事業活動を行うに当たって受けている都道府県の各種の行政サービスの経費負担を求めるもの（応益課税）

※ このような税の性格により、法人税の所得の算定上損金として取り扱われている。

【課税標準】

より適当

所得基準による課税



事業活動の規模に応じた課税

（外形標準課税）

現行の法人事業税の概要

- (1) 課税団体 都道府県
- (2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人
- (3) 課税標準 所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）
ただし、電気・ガス供給業、保険業にあっては収入金額

(4) 標準税率

① 所得課税法人

現 行 (平成11年4月1日以後に開始する事業年度について適用)		平成11年度税制改正による 恒久的な減税前	
普通法人		普通法人	
年800万円超の所得及び清算所得	9.6% ^(注) (△1.4%)	年800万円超の所得及び清算所得	11%
(基本税率)		年400万円超800万円以下の所得	8.4%
年400万円超800万円以下の所得	7.3% (△1.1%)	年400万円以下の所得	5.6%
年400万円以下の所得	5.0% (△0.6%)		
特別法人		特別法人	
年400万円超の所得及び清算所得	6.6% (△0.9%)	年400万円超の所得及び清算所得	7.5%
年400万円以下の所得	5.0% (△0.6%)	年400万円以下の所得	5.6%

- (現 行) (恒久的な減税前)
- ② 収入金額課税法人 収入金額の1.3% 1.5%

- (5) 税 収 額 37,037億円（平成11年度決算額：都道府県税収の25%）
(参考) 64,763億円（平成 3年度決算額：都道府県税収の40%）

(注)普通法人に対する基本税率の推移

昭和25年度～平成9年度	平成10年度	平成11年度～
12%	11%	9.6%

法人事業税の課題

応益課税の性格を持ちながら、現行制度は、原則、所得が課税標準

- 全法人の1／3の利益法人が欠損法人の分も含めて税を負担。2／3の欠損法人は、行政サービスを受けながら税負担なし。
- 課税標準が所得であるため、事業活動の規模を適切に反映していない。
- 都道府県の基幹税でありながら、景気変動の影響を受けやすく、税収が不安定。都道府県の財政運営に大きな影響。
- 努力をし、利益をあげようとする法人の意欲を阻害しない税制とすることが必要。

改革の緊急性

政府税制調査会中期答申(平成12年7月14日) (抄)

2. 法人事業税

(4) 法人事業税への外形標準課税の導入

⑤ 導入の時期

法人事業税への外形標準課税の導入は、地方分権を支える安定的な地方税源の確保に資すること、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方の行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を負担することを通じて、税負担の公平化につながること、さらに、所得に係る税負担を相対的に緩和することとなり、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革の促進に資すること等の重要な意義を有する改革であり、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえれば、すべての都道府県において幅広い業種を対象に、薄く広く負担を求める外形標準課税について、景気の状態等を踏まえつつ、早期に導入を図ることが必要です。

外形標準課税の導入意義

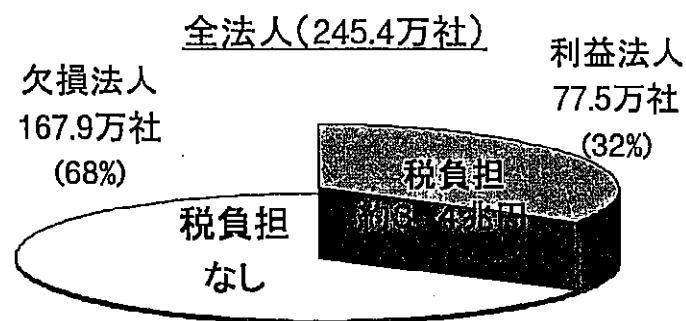
- ① 事業規模に応じて薄く広く公平に
．．．．【税負担の公平性の確保】
- ② 受益に応じた負担を求める税に
．．．．【応益課税としての税の性格の明確化】
- ③ 安定的な行政サービスの提供のために
．．．．【地方分権を支える基幹税の安定化】
- ④ 努力した企業が報われる税制に
．．．．【経済の活性化、経済構造改革の促進】

① 事業規模に応じて薄く広く公平に

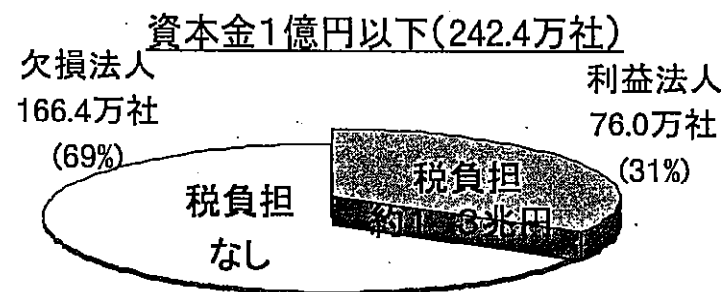
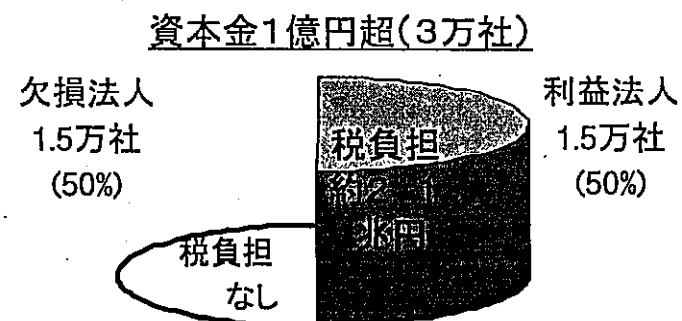
.....【税負担の公平性の確保】

利益法人及び欠損法人の状況

(平成11年度所得課税法人分)



※ 法人数には、特別法人等は含まない。



外形標準課税の導入

⇒ 欠損法人を含め、各法人が事業活動の規模に応じて薄く広く、より公平に税を負担

② 受益に応じた負担を求める税に

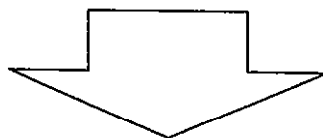
．．．．．【応益課税としての税の性格の明確化】

法人に対する
都道府県の行政サービス

社会資本形成（道路、港湾、空港、下水道等）

各種地域振興施策、中小企業対策等

勤労者・家族に対する福祉・教育・医療等

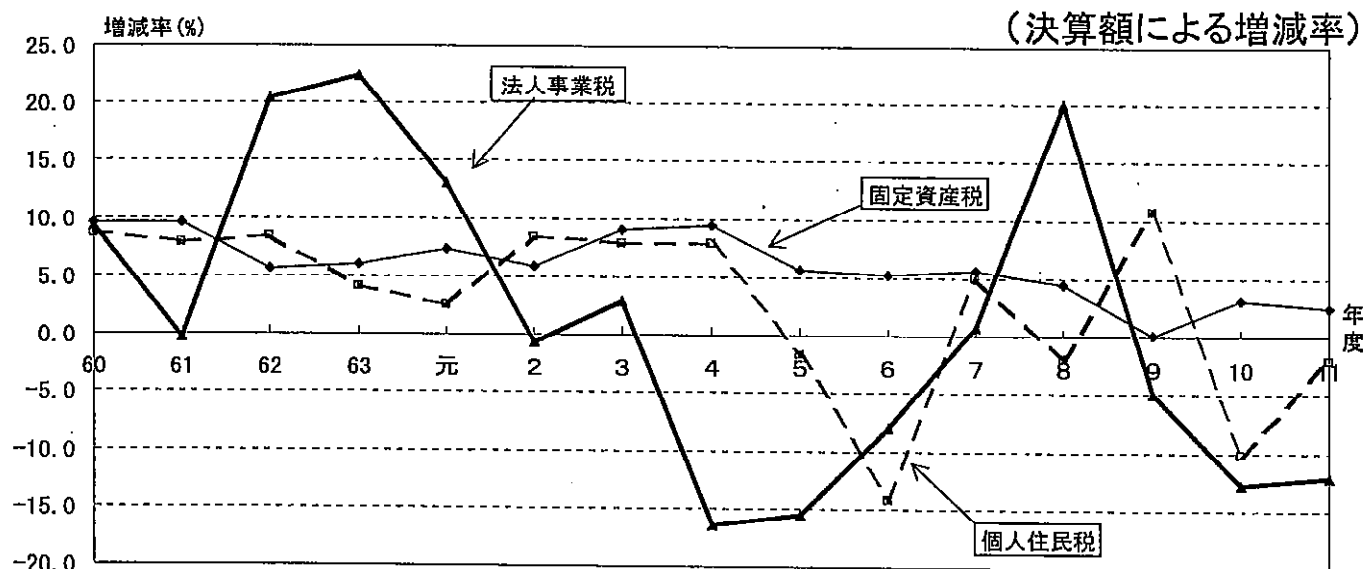


課税標準を所得から外形基準に変更し、受益に応じた負担を求める

⇒ 税の性格の明確化

③ 安定的な行政サービスの提供のために ．．．．【地方分権を支える基幹税の安定化】

主要税目の税収の対前年度増減率の推移



(注) 平成6年度以降の個人住民税の変動が激しいのは、平成6年度において約1.7兆円の特別減税、平成7年度及び平成8年度において約0.6兆円の特別減税、平成7年度以降において約1.0兆円の制度減税、平成10年度において約1.2兆円の特別減税が実施されていることによるもの。

地方の行政サービスは、安定的に供給する必要。
地方税は、できるかぎり安定的で、変動の少ないものが望ましい。

外形標準課税の導入
⇒税収の安定性が向上
⇒地方分権を支える基幹税の安定化

④ 努力した企業が報われる税制に ．．．．【経済の活性化、経済構造改革の促進】

<現行税制>

1／3の利益法人が集中的に負担

利益法人 → 所得に対し税負担がかかるため内部留保の蓄積がしにくい。

欠損法人 → 利益法人の負担で行政サービスを自らの税負担なく受益。

↓
努力が報われる税制に

<外形標準課税>

基本的に、すべての企業が、事業活動の規模に応じ薄く広く負担。

利益法人 → 人材、設備、研究開発等への投資の原資となる内部留保の蓄積が図られ、新規投資の促進等につながる。

欠損法人 → 行政サービスの受益に対する負担として、事業活動の規模に応じ、薄く広い税負担を公平に分担。

外形標準課税の導入

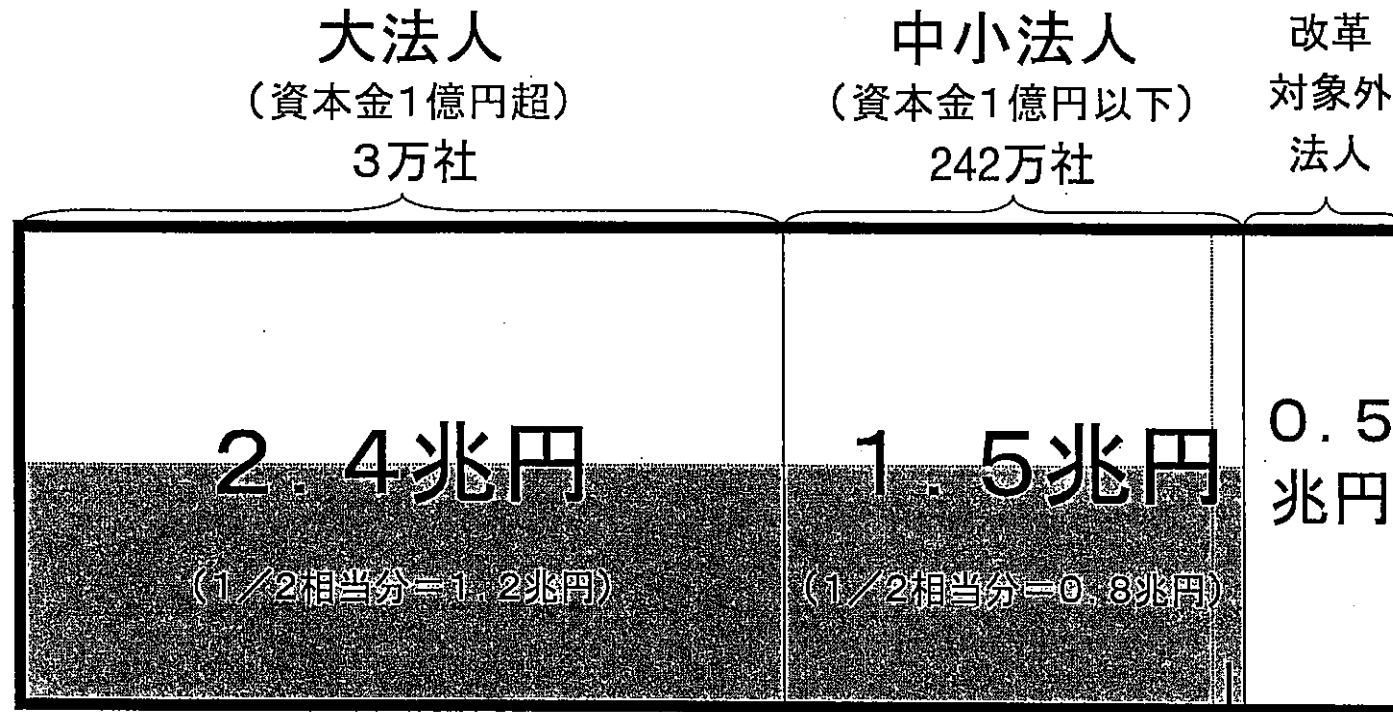
⇒ 所得に係る税負担が低下

⇒ 経済の活性化、経済構造改革の促進

外形基準の税率



過去10年間の法人事業税収の平均(現行税率換算、物価補正後)＝約4.4兆円



税率1.6%



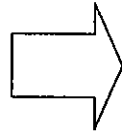
税率1.0%

資本金1,000万円未満の法人は
簡易事業規模額(年480万円)
を選択可能
この場合、外形基準に係る税額は
年480万円×1.0%＝年4.8万円

(注) 簡易事業規模額については、資本金1,000万円未満の法人に係る
税収の1/2の額を対象法人数で除した額をもとに設定

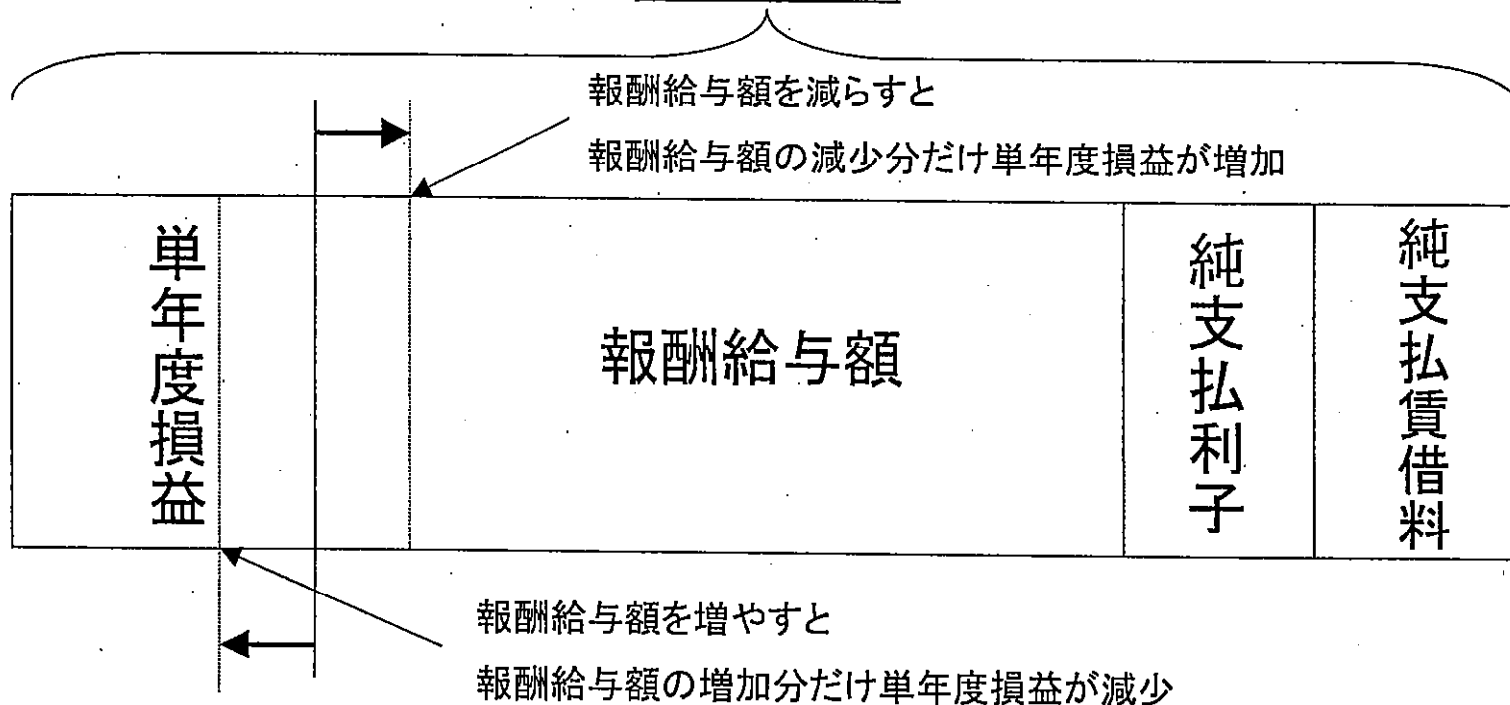
事業規模額の中立性

事業規模額は、各生産要素の選択に関して中立的



単年度損益を調整して税負担を減らそうとするインセンティブが減少

事業規模額



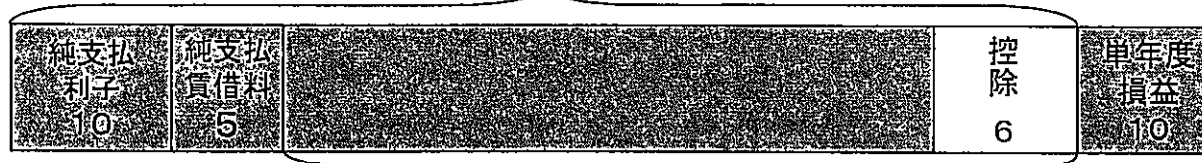
事業活動価値の場合には利潤と給与総額は代替的關係にあるので雇用への大きな影響はないであろう

～ 日本税理士会連合会「法人事業税の外形標準課税導入に関する意見書」（平成12年7月）より

雇用安定控除の効果

X社(大法人(資本金1億円超)) 事業活動の規模は150

収益配分額=140

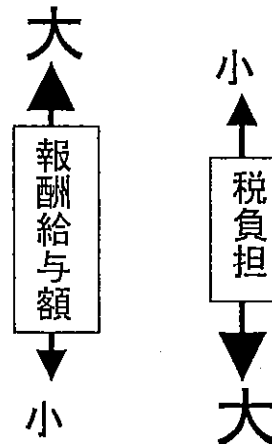


報酬給与額=125

雇用安定控除額=125-140×85%=125-119=6

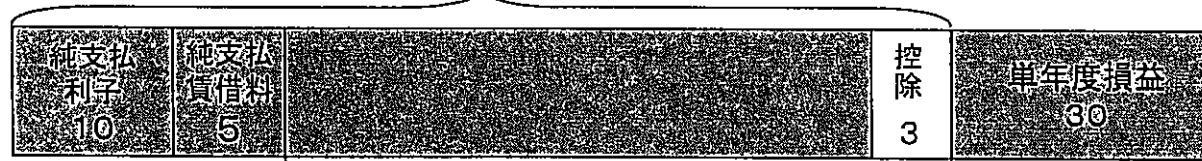
事業規模額=144

= {収益配分額(140)-雇用安定控除額(6)}
+ 単年度損益(10)



Y社(大法人(資本金1億円超)) 事業活動の規模は150

収益配分額=120

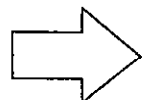


報酬給与額=105

雇用安定控除額=105-120×85%=105-102=3

事業規模額=147

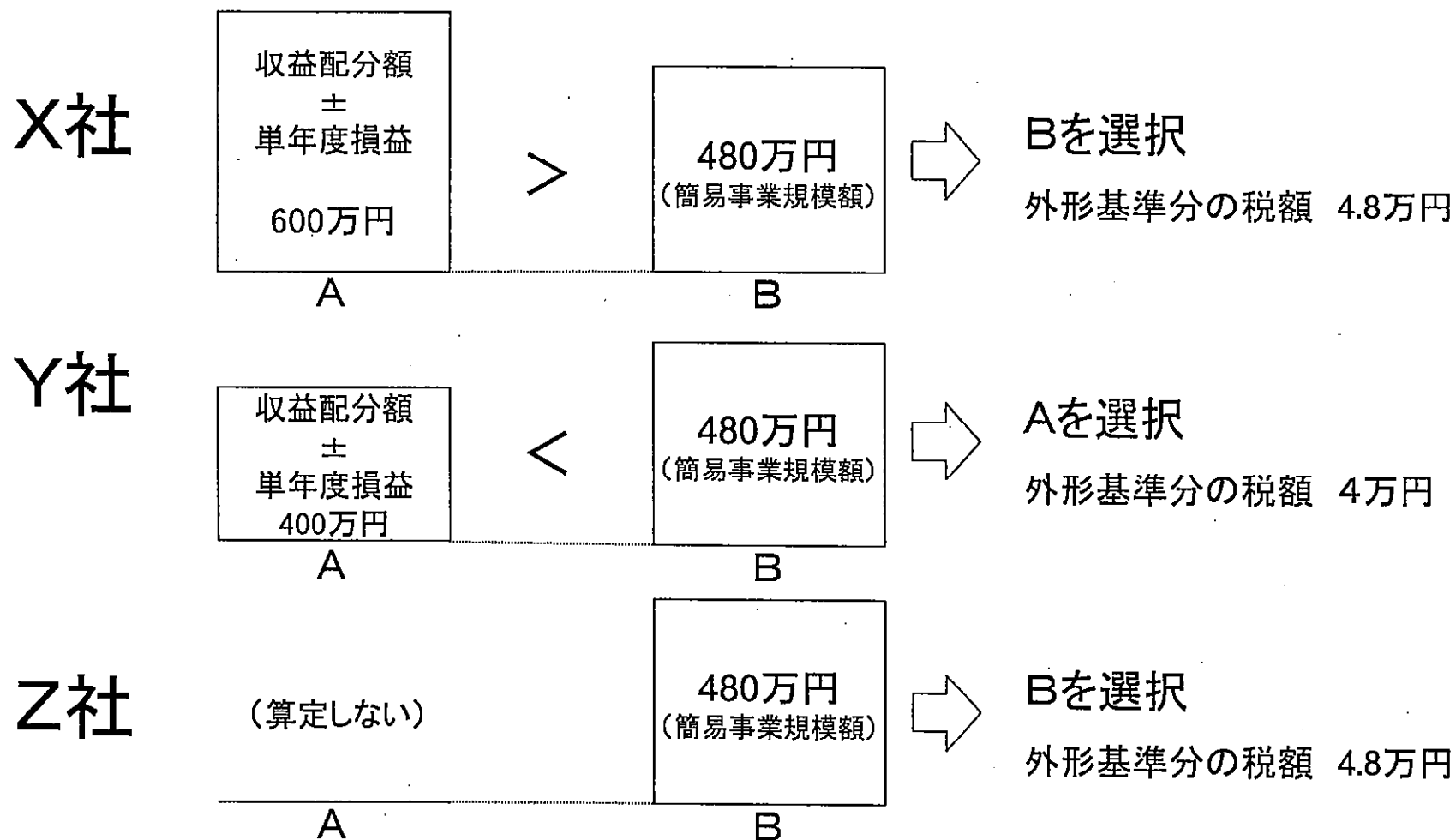
= {収益配分額(120)-雇用安定控除額(3)}
+ 単年度損益(30)



雇用や給与水準を維持する方が、税負担額が抑制される

簡易事業規模額

資本金1,000万円未満の法人(約130万社)が本制度の対象



資本金1,000万円未満の赤字法人(約97万社)は、法人事業税は最大でも年4.8万円

資本金区分別による外形課税方式について

課税対象法人 約245万社

所得課税(税率9.6%→4.8%)

外形課税

約3万社(約1%)

約112万社(約46%)

約130万社(約53%)

資本金1億円超の法人 資本金1千万円以上1億円以下の法人

資本金1千万円未満の法人

事業規模額

(収益配分額(報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料)+単年度損益)

事業規模額に対する課税か簡易事業規模額を選択可能

税率
1.6%

税率
1.0%

外形基準分の税額は
最大でも年4.8万円

(事業規模額又は簡易事業規模額の1%)

賃金課税との懸念に留意し、雇用安定控除を創設

「報酬給与額」による課税とは無関係

地方税法第72条の19と東京都・大阪府の条例との関係

地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（事業税の課税標準の特例）

第七十二条の十九 法人の行う電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十二条第一項、第七十二条の十二及び第七十二条の十六の所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とをあわせ用いることができる。

事業規模額による外形標準課税が実施される法人については、その実施以後は地方税法第72条の19（条例により外形標準課税が採用できる特例）の適用対象外となるよう、本条を改正した場合、

→対象となり得る31行のうち、ほとんどは、東京都・大阪府の条例の対象からはずれることとなる。

今回の改革と法人所得課税との関係

改革により外形標準課税が導入される部分は、法人所得課税(法人税、法人住民税及び法人事業税)全体のうちの一部のみ。

残りの大部分については、引き続き、赤字法人は負担しない。

現在、黒字法人のみが負担 16兆円程度(平成11年度決算額)

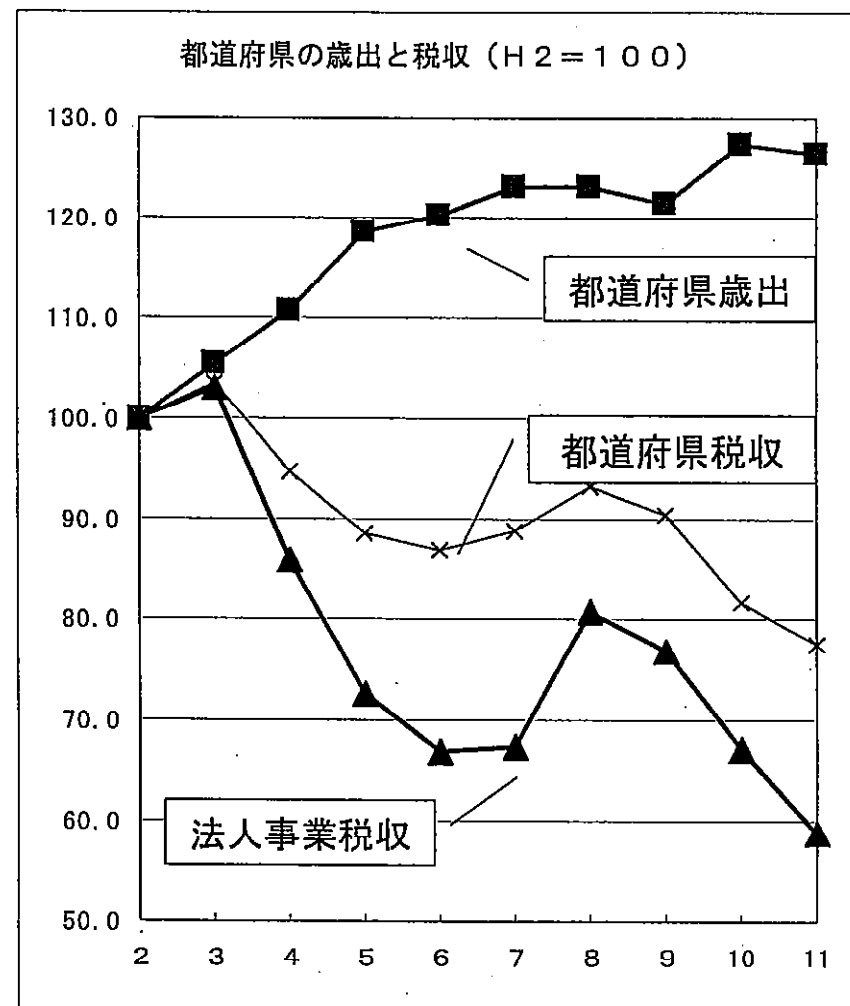
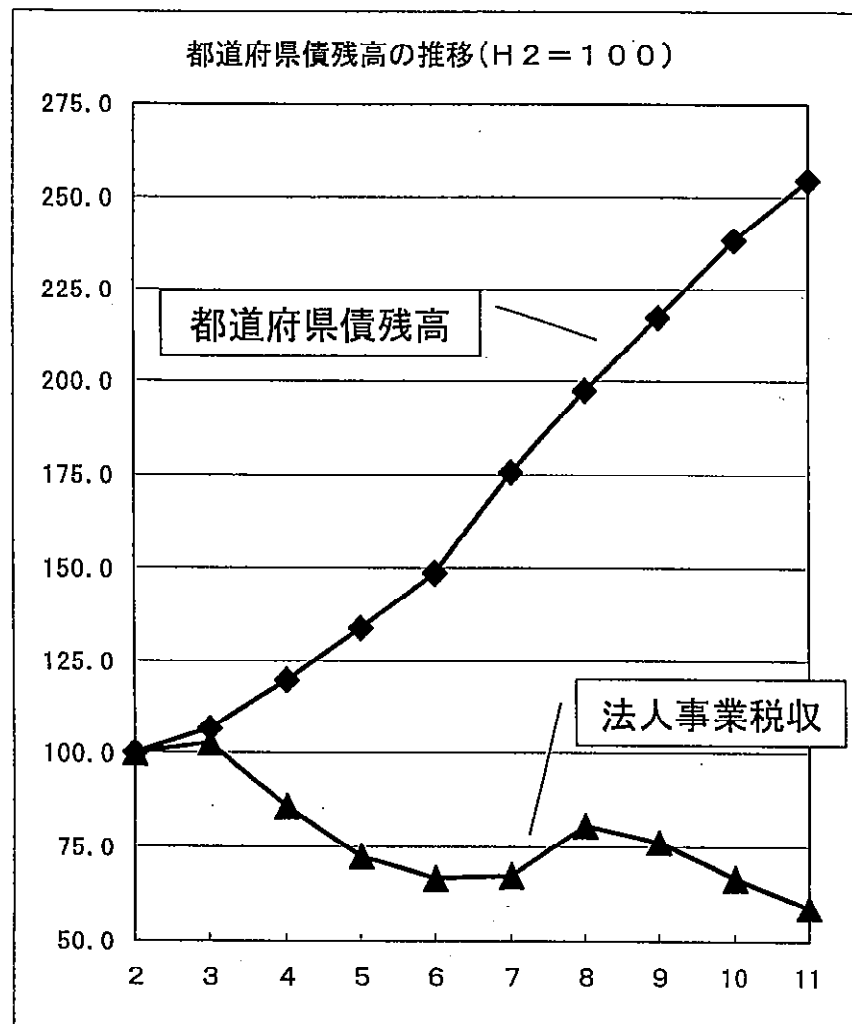
法人税 (国)	法人住民税 【法人税割】 (県・市町村)	法人事業税 【所得課税分】 (県)
10.8兆円	2.3兆円	3.3兆円

改革後も、引き続き赤字法人は負担しない。



外形標準化される部分

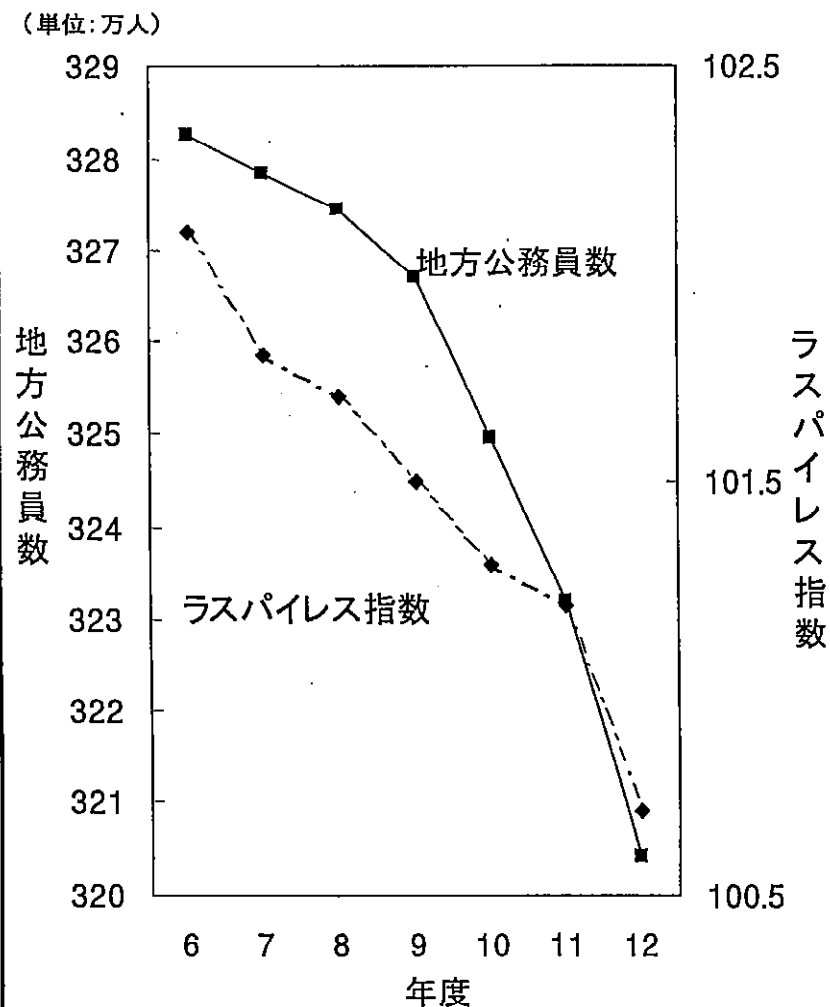
都道府県財政の状況



(注) 都道府県税収には、消費譲与税の廃止とともに導入された地方消費税分は含まれていない。

地方公務員の総数及び給与水準の状況

地方公務員数の推移・ラスパイレス指数



○地方公務員数

平成6年度から平成12年度にかけて6年連続で合計約8万人の減少。平成12年4月現在で320万4,297人と、対前年比で2万7,861人減少(対前年減少数としては過去最大)。

(参考) 公的介護保険制度導入に伴う増員

→ 平成10年度及び11年度で約9,000人(地方財政計画ベース)

○給与水準(ラスパイレス指数)

平成6年度から平成12年度にかけて6年連続で合計約1.4%の減少。平成12年4月現在で全国平均100.7(全団体の75%が100未満)。

大阪府における法人住民税均等割の超過課税について

1. 目的

危機的な財政状況の下、大阪の再生に向けた府政の緊急かつ重要な課題に対処していくための当面の財源を確保するため、法人府民税均等割の超過課税を実施する。

2. 課税の仕組み

資本等の金額が1千万円を超える法人の府民税均等割について、次の区分により超過課税を実施

法人の区分 (資本等の金額)	税 額		超過率 ②/①
	改正前 (①)	改正後 (②)	
50億円超の法人	80万円	160万円	2.0
10億円超50億円以下の法人	54万円	108万円	2.0
1億円超10億円以下の法人	13万円	26万円	2.0
1千万円超1億円以下の法人	5万円	7.5万円	1.5
1千万円以下の法人等	2万円	2万円	1.0

3. 適用期間

平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する事業年度等

4. 税収見込み

51億円程度の増収（平年度ベースでの大阪府の試算）

※仮に、全都道府県で同様の仕組みにより課税する場合の増収規模は、全国ベースで約700億円
（法人道府県民税均等割税収 約1,300億円（平成13年度地方財政計画ベース））

神奈川県における「臨時特例企業税」について

1. 目的

全国的な制度としての外形標準課税が具体化するまでの間、法人課税の応益性と安定性を補い、負担の公平を図るため、法定外普通税としての臨時特例企業税を創設する。

2. 課税の仕組み

- (1) 対 象：事業年度末の資本金額又は出資金額が5億円以上の法人（収入金額課税法人を除く）
- (2) 課税標準：繰越欠損金控除前の所得金額（ただし、この金額が繰越欠損金当期控除額を超える場合には、繰越欠損金当期控除額に相当する金額）
- (3) 税 率：3%（特別法人は2%）

3. 適用期間

平成13年8月1日以後に開始する事業年度分から当分の間

4. 税収見込み

40億円程度（平成11年度ベースでの神奈川県の試算）

※仮に、全都道府県で同様の仕組みにより課税する場合の税収規模は、全国ベースで約600億円（普通法人分のみ、平成11年度ベース）